

## ○国土調査事業（地籍調査）について

わが国の土地情報は、不動産登記法に基づく登記制度により、法務局に備え付けられたいわゆる「公図」と「登記簿」によって管理されています。しかし、これらは多くが明治時代の地租改正の際に作成されたもので、正確に現状を表しているとは言えず、土地取引の際の混乱や隣接土地所有者との間での境界紛争などを発生させる原因となり、また公共事業の遅延などにもつながる可能性があります。

地籍調査は、国土調査法に基づき、土地のもっとも基礎的な情報である地籍を明らかにし、合わせて国民の重要な財産である土地を保全することを目的として実施される事業です。一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、現代の高度な測量技術に基づき境界の位置と面積の測量を行い、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）として作成し、その成果は登記所に送られ登記簿や地図が更新されることになり、様々な行政事務の基礎資料として活用されます。

## ○白馬村の地籍調査の状況と北城北部地区のほ場整備について

白馬村の地籍調査事業は、昭和63年に佐野地区から開始し、現在八方地区の調査を行っているところです。事業開始当初は20年程度で村内平地部全体の調査を完了する予定でしたが、30年以上経過した現時点で全体の約60%の進捗状況となっております。そのため今後進捗率を上げていくためにも様々な手段を検討していく必要があります。

その中の1つに、地籍調査事業以外の手法で用地測量を行った場合に、その成果を活用することで地籍調査の成果と同様に取り扱うことができ、最終的に登記所の地図として備え付けられることができます。北城北部地区のほ場整備エリアの地籍調査につきましては、この手法を活用して行いたいと思いますのでご理解ご協力をお願いいたします。

なお、これによりほ場整備後に改めて地籍調査を実施することが省略でき経費削減につながります。また、ほ場整備エリア以外の地域につきましては今後地籍調査を行う予定です。